

## 農民の賃労働者化と農民教育の課題（その3）

神 田 嘉 延

### Conversion of Peasants into Proletariats and the Problem of Peasants Education (Part 3)

Yoshinobu KANDA

#### 目 次

##### 序 章

第一節 農民の貧困化と生活学習

第二節 農民の賃労働者化と農村住民自治の形成

##### 第一章 農民の賃労働者化と安全衛生教育 ——出稼ぎにおける人身事故問題を中心にして——

第一節 出稼ぎの人身事故の原因別類型

第二節 出稼ぎの不安定就労性と人身事故

第三節 健康障害者、高齢者の出稼ぎと人身事故

第四節 安全衛生教育体系と出稼ぎ

(以上第30巻)

##### 第二章 農民の賃労働者化と農村婦人教育

第一節 農民家族と家父長制

第二節 主婦農業化と婦人の役割

第三節 農村誘致工業と農家主婦労働者

第四節 過疎化における農家の生活形態と婦人の役割

——鹿児島県川辺郡笠沙町の事例を中心に——

(以上第31巻)

##### 第三章 農業者転職訓練と農民の対応形態

第一節 積極的労働力政策と農業者転職訓練

第二節 農業者転職訓練実施の地域性と稲作生産調整 ——北海道を中心にして——

第三節 農民経営と農業者転職訓練 ——北海道長沼町の事例を中心にして——

第四節 農業者転職訓練とやとわれ兼業

(以上本巻)

### 第三章 農業者転職訓練と農民の対応形態

#### 第一節 積極的労働力政策と農業者転職訓練

##### (1) 積極的労働力政策と農業就業改善事業

積極的労働力政策による農民の労働力市場の動員は、労働行政と総合農政によって、総合的に行

なわれた。それは、政策的に、国家独占資本主義の行政機構をつうじた不安定労働力市場の拡大であった。この不安定労働市場の拡大は、1965年以降の新たな資本の強蓄積の基礎になったことはいうまでもない。

国家独占資本主義のもとでの多くの発達した資本主義諸国では、いわゆる「斜陽産業」部門からの強権的離職政策を施行している。

1960年代からの国家独占資本主義の労働力政策は、地域間、職業間の流動化を雇用政策の主要にしておき、それは、強蓄積の有力な武器の1つになっている。注(1)

OECDの「経済成長を促進する手段としての労働力政策に関する理事会勧告」(1964年採択)は、地域間、職業間の労働力移動の促進について、次のようにのべている。

「4. ……公共資金は労働者の移動や一層良好な職への再訓練を促進し刺激するために、または、雇用の難問に直面している地域においては、明確な見通しをもって産業を樹立することを促進し、刺激するために、一層有効に利用することができよう……

10. 職業紹介機関、これは、あらゆるカテゴリーの労働者に関して、全体としての労働市場の機能の効果を促進する施設であるべきである。……

これは、また、地域間、職業間の流動性と社会的調整を促進することを目的とする特別なる計画を実施することができなければならない。……

11. 職業訓練および再訓練を含む人的資源の開発、積極的労働力政策の要素の1つは、技術変化の望ましい率の達成が適切な技能を持った労働者の不足により妨げられない程度にまで人的資源が開発されるということである。」(全文17項目より該当部分抜粋)

発達した資本主義諸国の積極的労働力政策は、社会政策的な労働力政策という側面以上に、生産力政策をもっていることを強調しなければならない。

この政策は、職業安定行政と職業訓練行政の一体を特徴としている。生涯教育訓練の政策体系は、職業安定行政により地域間、職業間の労働力移動施策の一環であった。

ところで、農林行政は、積極的労働力政策に従属した形で、総合農政をうちだしてきた。それは、農業経営構造の「近代化」、農業就業構造の「近代化」、食糧制度や農民的土地制度の改廃等々、土地、経営、労働力、流通等の諸側面からの総合的な農民収奪政策であった。農業経営構造の「近代化」は、いうまでもなく、第2次構造改善事業によって、農業の装置化、システム化、農業の機械化一貫体系を目標とするものである。この機械化過程は、新たな「余剰労働力」の創出の過程でもあり、農業の機械化一貫体系によって作り出された「余剰労働力」を農外労働力市場へ動員するものである。

基本農政と総合農政の基本的相違は、「基本農政が『自立経営』農政の育成、自作農的生産力増進によって、低農産物価格と貧農切り捨て＝離農を媒介とした低賃金の創出を意図したとすれば、「総合農政」は、広汎な解体落層化傾向の農民を、農民のままで農外労働力として利用しうる構造の推進を意味しているといえよう。」注(2)

農民的経営を崩す総合農政は、稲作生産調整施策の中で、最も典型的にみられる。

1970年以降の稲作単作地帯の出稼ぎ急増は、稲作生産調整と密接に結びついて展開された。とくに、生産調整の通年施行の形態は、全部落的ぐるみ出稼ぎを作りあげ、出稼ぎ急増原因の典型的事例でもあった。

総合農政は、農家労働の転職対策として、農業就業近代化対策事業をうちだしている。

農業就業近代化事業は、①農業後継者の養成確保、②農繁期労働力の合理的調整、③他産業就業の円滑化という三つの柱からなっている。

農業就業近代化対策事業の実施主体は、全国の市町村農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議である。この事業は、1967年より実施され、1973年7月の「農業就業近代化対策事業実施要領」によって、さらに、体系化された。

農業会議は、専業農家の経営規模拡大を行うために、兼業農家の農地移動の促進を指摘しており、さらに、兼業農民は、兼業収入で生計を維持できるようにすべきことを強調している。

全国各地の農業就業改善相談員のもつ手帳の前文には、この事業の意義として、農地移動の促進を次のようにのべている。

「専業農家を自立経営へ移行させるためには、兼業農家の農地を、所有権だけでなく賃貸の形でもいいから移行させること、また生産組織を含めてでも専業農家に結びつけていくことが必要であります。このためには、兼業農家の側に、その条件が整っていないとは思われず。兼業農家の条件とは、その最大なものが「兼業化の安定化」であります。そして農耕については専業農家にまかせ、兼業だけで生活できる状態をつくりあげていくこととあります」注(3)

総合農政での農業生産力の担い手は、専業農家のみとされており、兼業農家は、完全脱農の対象として位置づけられている。

農業就業近代化事業は、重点農業委員会を選定している。その委員会では、農業改良普及所、職業安定機関等の緊密な連ケイ体制を任務とするところの就業改善相談員を置いている。この就業改善相談員は、農家150戸につき1名としている。その配属は、農業委員会会長の委嘱となっている。

農業就業近代化対策事業の中心は、他産業就業円滑化対策である。この対策の内容は、農業委員会による「離農転職希望把握」求人情報の周知、転職促進のための準備、農外就労期間中の連絡、営農生活相談、土地処分の相談等である。

就業相談員の日常活動は、部落単位に求められており、また、求人情報には、部落の回覧板、掲示板の積極的な利用をみる。

ところで、積極的労働力政策によって、多くの農民は、労働力市場へ動員されたが、しかし、その中でも農民の営農意欲は、決して失われていない。例えば、1971年の農林省の出稼ぎ調査によれば、出稼ぎ農民の農業経営志向は、表(3-1)に示すように、完全離農を志向していない。多くは、「現状維持」(64.2%)になっている。さらに、「農業に専業したい」という答えをもつ農民が、10%を占めたことは、出稼ぎ農民の営農意欲の積極性として注目すべきことである。

また、秋田県職業安定課の1973年度調査「出稼ぎ労働者就労状況の実態」（表3-2）よりからも、出稼ぎ農民の営農意欲の高さをみることができる。この調査によれば、実に、63.2%の出稼ぎ農民が、「農業を続けたい」と答えている。この中で、3ha以上の出稼ぎ農民は、79.7%と4人のうち3人までは、「農業を続けたい」としている。

表(3-1) 出稼ぎ農民の今後の農業経営の意向 %

| 現状維持 | 農業専業 | 農主兼業 | 兼主農従 | 離農  | わからない | 計     |
|------|------|------|------|-----|-------|-------|
| 64.2 | 9.9  | 5.9  | 5.9  | 2.6 | 11.5  | 100.0 |

(注) 1971年「出稼ぎ状況調査結果報告書」  
農林省農林経済局統計情報部

表(3-2) 農業経営に関する意識

{ 上—人  
下—%

| 規模(ha)  | 続けたい             | 不安がある           | やめたい            | その他          | 計               |
|---------|------------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 0.3ha未満 | 1,316<br>(52.5)  | 389<br>(15.9)   | 589<br>(23.5)   | 211<br>(8.4) | 2,505<br>(100)  |
| 0.3~0.5 | 1,344<br>(59.1)  | 441<br>(19.4)   | 415<br>(18.3)   | 73<br>(3.2)  | 2,273<br>(100)  |
| 0.5~0.7 | 2,224<br>(60.9)  | 917<br>(25.1)   | 432<br>(11.8)   | 76<br>(2.1)  | 3,649<br>(100)  |
| 0.7~1   | 2,355<br>(67.0)  | 773<br>(22.0)   | 320<br>(9.1)    | 68<br>(1.9)  | 3,516<br>(100)  |
| 1~1.5   | 3,395<br>(66.0)  | 1,265<br>(24.8) | 374<br>(7.3)    | 67<br>(1.3)  | 5,102<br>(100)  |
| 1.5~2   | 1,559<br>(64.5)  | 689<br>(28.5)   | 145<br>(6.0)    | 25<br>(1.0)  | 2,418<br>(100)  |
| 2~3     | 672<br>(73.7)    | 175<br>(19.2)   | 49<br>(5.4)     | 16<br>(1.8)  | 912<br>(100)    |
| 3ha以上   | 59<br>(79.7)     | 14<br>(18.9)    | 1<br>(1.4)      | —<br>(—)     | 74<br>(100)     |
| 計       | 12,924<br>(63.2) | 4,663<br>(22.8) | 2,325<br>(11.4) | 536<br>(2.6) | 20,448<br>(100) |

(注) 1973年10月 秋田県産業労働職業安定課 「出稼労働者就労状況の実態」より

これらの出稼ぎ農民の営農意欲の高さは、次のことを提起している。つまり、農業者転職対策は、出稼ぎ農民にとって、完全離農の転職のためのものではないということである。出稼ぎ先での職場において、むしろ、営農研修の要求を出稼ぎ農民は、強く持っているということである。

この営農研修の要求をとり入れたのが、1972年度より実施された「出稼ぎ農業者営農改善等特別対策事業」である。この事業は、2つの種類の研修事業を行なっている。

「<出稼農業者長期研修事業>

出稼農業者のうち、将来とも農業に従事することを志している者を対象として、出稼就労期間を

通じて、企業的な農業経営方法等を習得させるための長期的な研修を行うものとする。

〈出稼農業者短期研修事業〉

出稼農業者の農業経営及び農業技術の改善に資するため、出稼農業者を対象として、出稼先の近県各地の先進地農業について、現地研修を行うものとする。」注(4)

従来、農業振興のための研修は、冬期間の重要な活動の1つであった。しかし、全階層的、全村的出稼ぎの進行は、農村地帯での農業研修を困難なものにしていったのである。

ところで、これらの研修内容は、出稼先の周辺の農業視察研修や「企業的な農業経営方法等」の講習となっている。その研修期間は、10日間の長期研修と1日の短期研修に分けている。前者の実施主体は、都道府県であり、後者は、市町村となっている。この研修の講師は、農業試験所の専門技術員や農業改良普及員等になっている。

研修受け入れ企業の中心は、大企業である。例えば、日産自動車、日本電装等は、農村の季節臨時工対策として、企業内営農研修を積極的に位置づけている。日本電装の営農研修事業の担当係は、福利厚生係になっている。日産自動車村山工場では、「出稼ぎ農業者営農改善事業」による農業研修と同時に、会社でも独自に農業講演会を行なっている。この工場では、従業員6千名のうち、季節従業員として働く出稼農民を1200名雇っている。(1972年度)この工場の季節従業員確保対策として、営農研修事業は、重要な位置を占めているのである。

「出稼ぎ先の職種は圧倒的に建設業の土工が多かったが、60年代後半に入ると、製造業とりわけ機械工業への出稼ぎが大幅に増大してきた。たとえば、自動車工業の技術革新は、不熟練簡単労働分野を拡大して農民の出稼ぎ就業を可能にしたのである。」注(5)

出稼農業者長期研修事業の受け入れ企業の選定は、都道府県である。この事業の実施要綱は、その基準を、次の3点にしている。

「①研修の趣旨に賛同する企業であって、出稼農業者を継続的に雇用し、かつ、就労条件が優良な企業であること。

②長期間定期的な研修のために利用できる施設を有すること。

③原則として、長期研修事業実施対象市町村からの出稼農業者中心として20名以上を雇用する企業であること。」

この営農研修事業は、いうまでもなく、企業の協力を絶対条件としている。それは、単なる広報活動、施設の提供ばかりでなく、労働条件とも密接にからんでいる。

この営農研修の出席率は、どこでも非常に高い。しかし、多くの出稼ぎ農民は、現実的に営農研修を受講していない。それは、定員と開設場所が少ないからである。

この営農研修事業は、農業改良普及所、農協、農民の自主的営農学習に代わるものでは決してない。出稼ぎ先での営農研修は、参加者が、どうしても出身地域で統一されるわけではなく、具体的なものにならないということである。また、すべての出稼ぎ農民が、営農研修を受講できるのも、現実的に困難な側面を多くしている。

ところで、労働省の総合農政に対応した施策は、大きく6つからなっている。

第1の施策は、離農転職希望者の把握の集中化である。職業安定行政による転職希望把握は、「他産業就職希望者連絡票」によって、情報処理されるしくみになっている。それは、市町村農業委員会、農業関係団体と密接な連絡体制を要求されている。

第2の施策は、離農転職を促進するためのあらゆる行政機関、団体の利用である。このため、公共職業安定機関を中心にして、農林行政機関、関係市町村、農業関係団体、商工団体等の参加による農業者転職会議の設置が行われたのである。この設置地域は、離農の予想される農村地域の公共職業安定所の管轄地となっている。

第3の施策は、市町村のレベルまでおきて、職業安定の行政処理を要求されたことである。それは、臨時的に、巡回職業相談室を市町村へ設置することと、恒常的に、農村人材銀行を市町村へ設けることの2つの形態からなっている。

とくに、農村人材銀行は、農家訪問やその他の方法により、農民の日常的接触による職業安定行政の業務をあげている。この人材銀行の設置は、稲作単作地帯に集中しており、総合農政の稲作生産調整と結合された政策であることがわかる。

第4の施策は、農業者転職相談員の配置である。

この相談員の配置は、農村人材銀行の設置と同様に、稲作地帯に集中している。

農業者転職相談員は、公共職業安定所の窓口で行う業務活動を農民の日常生活で予備的に相談できるように配置されたものである。この相談員は、都道府県知事の推薦に基づいて、労働大臣の委嘱として、配属される。

第5の施策は、離農転職援助金制度である。この制度は、「離農転職希望者」に転職援助金を支給して、離農を円滑に推進させるという名目である。この給付金の種類は、訓練手当、特定職種訓練手当受講奨励金、広域求職活動費、移転資金、職場適応訓練費、帰省費および労働者住宅確保奨励金というように多岐にわたっている。

第6の施策は、農村地域工業導入のための誘致計画の策定に、職業安定行政の参加を義務づけていることである。

以上のような6つの総合的な職業安定行政は、とくに、稲作生産調整の政策と結びついているのが特徴的である。つまり、稲作地帯に、重点的に、これらの施策が実施されたのである。しかし、現実の施策は、農民の営農意欲、土地要求に規定され、さらには、オイルショック、総需要抑制等の構造的不況の到来の中で、労働力市場の狭隘化がもたらされ、曲折してきている。総じて、労働省の政策的意図どおり進行していないのである。

離農転職対策の曲折は、農業者転職訓練にも影響を与えていく。それは、離農転職から、独自に、農民の職業技術要求の実現として展開していくのである。農業者転職訓練は、職業安定行政ときり離されて、農民の職業技術要求の多様化に対応していくのである。

